委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	建築課
委託業務名	賃貸借契約
委託業務場所	大津市建設部建築課
概 要	営繕積算システムRIBC2の賃借
契約期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
契約年月日	令和7年4月1日
契約金額	金 1,707,640円
契約の相手方	〔所在地〕東京都港区西新橋3-25-33 〔名 称〕一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 理事長 春田 浩司
契約相手方の 選 定 理 由	営繕積算システム「RIBC2」は公共建築工事の積算の合理化・省力化を図るため旧建設大臣官房官庁営繕部(現国土交通省大臣官房官庁営繕部)監修のもとに開発されたシステムである。本システムは開発者の「(一般)建築コスト管理システム研究所」が唯一の提供者であるため、当該業者と随意契約する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。